

会員の講習に関する基準

明石市ファミリーサポートセンター事業実施要綱第2条第3号に定める講習会のうち提供会員養成講習会（以下「講習会」という。）に関する基準を次のとおり定める。

1 講習会の開催

提供会員の登録予定者に対して、下表の講習会を定期的に実施する。

区分	講習科目	時間数
1	子どもの心と身体の発達に関すること	2時間程度
2	子どもの食事と栄養・衛生などに関すること	1時間程度
3	子どもと遊びに関すること	2時間程度
4	子どもの健康と事故防止などに関すること	3時間程度
5	その他必要とする子育てに関すること	1時間程度
6	交通安全に関すること	1時間程度
7	子どもの事故と応急手当 (AEDの使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習については、援助を行う会員に対して必ず実施すること)	3時間程度
8	提供会員としての心構え	4時間程度
	合計	17時間程度

- (1) 講習会の全科目を受講した者に対して、修了証書を交付する。
- (2) 未受講の科目がある場合は、次回以降に開催される講習会において、当該科目を受講した時点で修了とみなし修了証書を交付する。ただし、初回受講から2年以内に全科目の受講ができていない場合は、受講分を含め無効とする。
- (3) 休会、その他の理由で2年以上活動実績がなかった場合、活動を再開するには、講習科目の区分6から8までを講習会で再度受講すること。ただし、活動再開にあたり、ファミリーサポートセンターから講習科目の区分6から8までの内容のうち、特に必要な事項について講習を受けた場合には、活動を再開できるものとする。なお、この場合、その後開催される講習会で再度区分6及び7の講習科目を受講すること。
- (4) 講習科目の区分4及び7の緊急救命講習及び事故防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して、少なくとも5年に1回必ずフォローアップ講習を実施し、相互援助活動の質の維持、向上に努めること。

(5) 受講者が次のいずれかに該当する場合は、講習科目の一部、又は全部を受講した者とみなすこととする。

①子育て支援員研修の基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者は、講習会の全科目を受講した者とみなすこととする。

②子育て支援員研修のうち基本研修に加え、地域保育研修を既に修了している者（ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未受講）については、講習会の区分1から7までの科目を受講した者とみなすこととする。

③その他、受講者が講習科目の内容を熟知していると認められる場合には、その内容に応じて、講習会の区分1から5までの科目を受講した者とみなすことができる。

2 事業説明会の開催

会員組織を適正かつ良好に維持するため、会員の登録にあたっては、事業説明を実施し、制度及び事業内容の周知を図り、理解と賛同を得るものとする。

なお、講習会の講習科目において、事業説明と同等の内容の講義を受講した場合は、これをもって事業説明に代えることができる。

(令和2年4月1日施行)